

## 第9回合併協議会の結果



第9回合併協議会の会議の様子。

第9回栃木市・岩舟町合併協議会が、平成24年11月12日(月)午後2時から、栃木市国府公民館大交流室で開催されました。

会議では、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてなどの協議事項4件、報告事項2件の協議が行われました。

なお、会議の内容は次のとおりです。

協議第55号 合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

確認

協議第7号-3 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

確認

協議第56号 合併協定項目25-6 消防防災関係事業について

確認

協議第6号(継続協議-3) 合併協定項目26 合併市町村基本計画について

継続協議

報告第11号 合併協定項目以外の調整方針について

報告第12号 合併に関する住民説明会の実施結果について

## 今回確認された合併協定項目の内容

### 合併協定項目6

### 議会の議員の定数及び任期の取扱い

- 1 岩舟町の議会議員は、合併の日の前日をもって失職する。
- 2 合併後、最初に行われる一般選挙に限り、合併前の栃木市及び岩舟町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、これらの選挙区の議会の議員の定数を合併前の栃木市の区域を区域とする選挙区30人、合併前の岩舟町の区域を区域とする選挙区4人とする。

#### 【参考】現在の両市町の議員定数

| 項目 | 栃木市(計34人) |      |      |      |      | 岩舟町 |
|----|-----------|------|------|------|------|-----|
|    | 栃木地域      | 大平地域 | 藤岡地域 | 都賀地域 | 西方地域 |     |
| 議員 | 15人       | 7人   | 5人   | 4人   | 3人   | 14人 |

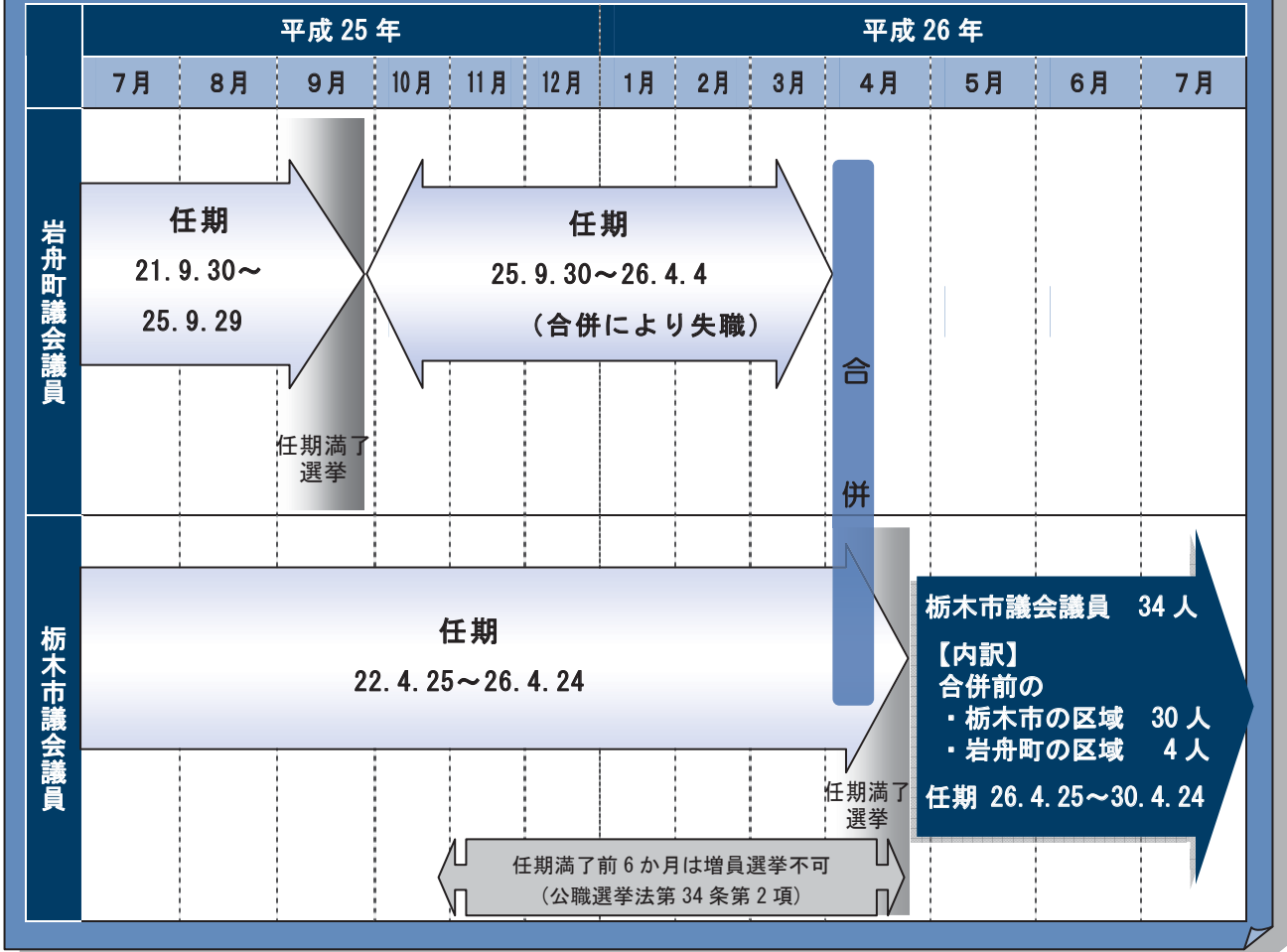
#### 【解説】議会議員の定数及び任期の取扱い

岩舟町を廃してその区域を栃木市に編入するような場合、原則としては、栃木市のように編入する市町村の法人格は何ら影響を受けませんが、編入される岩舟町の法人格は消滅することになりますので、岩舟町の議会の議員は全て失職することとなります。

また、公職選挙法(第15条第6項)により条例で選挙区を設けることが可能です。

なお、具体的な内容については、次ページの図をご参照ください。

【図解】 議会議員の定数及び任期の取扱い



合併協定項目 14

一部事務組合等の取扱い

岩舟町が加入している佐野地区広域消防組合については、合併の前日をもって解散するよう調整する。組合の財産の処分等については、関係団体と協議の上、合併時まで調整する。

合併協定項目 25-6

消防防災関係事業

栃木市消防本部は、佐野地区広域消防組合の解散の日の翌日から、合併前の岩舟町の区域を管轄する。

栃木市では、市消防本部の下に、栃木市消防署（大平、藤岡、都賀、西方の 4 分署を含む。）を設置し、栃木市全域を管轄区域としています。また、岩舟町では、現在、佐野市と消防業務などに関する事務を共同処理で行っています。

合併するにあたり、佐野地区広域消防組合の解散の日を合併の前日とし、合併の日から、岩舟町の区域を含めた市域を、栃木市消防本部が管轄することとしました。

解散するにあたりましては、岩舟町の住民の方の安全・安心の確保を最優先とし、消防業務に支障をきたすことなく円滑に行えるよう、合併時までには、関係機関と協議・調整していくこととなります。